

「社会保険加入に関する迅速な省庁間連携の実現及び在留資格要件としての考慮」事前質問事項に対する回答

II. 在留資格の変更及び、在留期間の更新許可のガイドラインについて（法務省・厚生労働省）

1. 「規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）」における検討事項であった社会保険加入状況に関する事項のガイドライン化について、今回は記載が見送られたと承知しているが、見送りとなった理由についてご説明願いたい。

(回答)

- 外国人の社会保険への加入や保険料納付の促進を図る観点から、ガイドラインにおいては、保険加入の有無や保険料滞納の事実を簡易かつ迅速に確認できる方法として、公的医療保険の被保険者証や公的年金の被保険者記録照会回答票の提示を求めることが適当ではないかと考えたところである。
- 他方、法務省においては、在留資格の変更等について拒否処分を行うには、保険未加入や保険料滞納に関し、本人の帰責性や悪意であることが認められる必要があり、当該帰責性や悪意を裏付ける情報を社会保険当局が入管当局に提供することはできないかという考えであったと認識している。
- 社会保険においては、強制適用対象となっている方については、保険に加入し、保険料を納付していただくことが必要であり、未加入又は保険料滞納の事実がある場合には保険給付が減額等されることになっている。すなわち、保険給付に当たっては、加入の有無や保険料滞納の事実は把握しているが、当該事実につき本人の帰責性や悪意であるか否かの判断は行っていない。  
こうしたことから、すべての外国籍の未加入者又は保険料滞納者につき、本人の帰責性や悪意の有無を個別に判断し、その情報を社会保険の保険者から提供することは、実務上極めて困難である。
- 以上を踏まえた結果、ガイドラインを作成する法務省において、社会保険加入状況に関する事項のガイドライン化については引き続き検討することとされたものと考えている。

2. 在留外国人に対しても本邦住民の義務である社会保険への加入を徹底させ、その生活環境の安定化につなげていくためには、以下の3点がセットとなって運用される必要があると当会議は考えている。それぞれの点について、その実現への課題、及びその解決に必要な方策について、ご意見を伺いたい。

②外国人雇用状況報告の活用等、関係者間での合理的な範囲の情報相互照会を実現することにより、個々の外国人労働者が加入している社会保険について隨時確認できる仕組みを構築する。

(回答)

- ・ 社会保険への加入状況について、入国管理局から関係機関に照会等をする仕組みを設ける場合、照会先については、加入状況について最も正確な情報を保有する機関とする必要があるものと考える。  
具体的には、個々の外国人労働者が加入している医療保険については、現時点においても、I. 3.において回答した方法で確認できる。
- ・ また、市区町村との関係については、「外国人の在留管理に関するWT」における考え方の整理（市区町村は、法務省が一元的に収集・管理する外国人の在留情報のうち、一定範囲のものについて、法務省から提供を受ける）に従い、在留情報の一元化及び外国人台帳に係る制度整備に向けた検討の中で、個人情報保護等の観点にも留意しながら、整理されるべきものと考える。
- ・ なお、外国人雇用状況の届出については、これに基づき、ハローワーク職員が事業所訪問等による雇用管理指導を実施し、社会保険未加入の疑いがあるケースについては社会保険事務局に情報提供を行うなど、加入促進に向けた連携を強化しているところである。
- ・ 社会保険庁としては、政府管掌健康保険にかかる加入している者の情報（氏名、生年月日、加入年月日等）については、適用事業所毎に管理を行っている。

加入漏れの疑いがある場合等には、重点的な事業所調査を行い、加入すべき労働者かどうか個別に判断することとなる。

また、調査において加入要件に該当しないと判断された場合には、国民健康保険の保険者に対し情報提供を行うなどの対応を行ってまいりたい。

③社会保険未加入の外国人に対しては、いずれの社会保険に加入すべきか即座に判定する仕組みを構築し、加入を促す。

(回答)

- ・ 外国人の医療保険については、現時点においても、I. 3. で回答した方法により、加入状況を確認できるものの、これによりいずれの医療保険制度にも加入手続を済ませていないことが判明した者が加入すべき医療保険者の判定については、当該外国人の就労実態などを個々に確認する必要があることから、これを即座に判定することは困難であるが、医療保険の適切な適用が図られるよう努めてまいりたい。